

⇩ 常務に従事する役員

Q : 同族会社のうち、常務に従事する役員の数に一定数を超える会社の役員給与は、損金に算入できない金額があるそうですが、常務に従事する役員とは、どのような役員をいうのですか？

A : 次の役員をいいます。

【解説】

常務に従事する役員とは、会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員をいいますが、常務に従事する役員に該当するかどうかは、その業務の内容や従事の実態などを踏まえて個々に判断することになります。

たとえば、代表取締役や副社長、専務又は常務などの職制上の地位を有する役員については、会社の経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している役員と考えられることから、常務に従事する役員に該当することとなります。

使用人兼務役員についても、経営に関する業務を実質的に日常継続的に遂行しているかどうかで判断しますが、使用人兼務役員に対する給与のうち役員としての職務に対する給与がその会社の使用人としての職務に対する給与を超えるようなときには、常務に従事する役員に該当するものとして取り扱われることとなっています。

なお、会計参与や監査役については、会社の経営に関する業務を行いませんので、常務に従事する役員には該当しないことになっています。

